

光市記者発表資料

令和6年7月1日

件 名

光市災害時用ストーマ用具保管事業の実施について

内 容

1 事業目的

災害発生時等に、被災したオストメイト（ストーマ用具使用者）が避難所でストーマ用具を確保できない状況を回避するため、オストメイトが自己所有するストーマ用具を市で預かり保管し、応急的に支援しようとするものです。

2 事業概要

緊急用のストーマ用具（約10日分）及び洗浄剤等の附属品を光市総合福祉センターあいぱーく光内のキャビネットで保管します。保管期間は、品質及び衛生管理の観点から原則として1年とし、更新を希望する場合は新たなストーマ用具と入れ替えます。利用料は無料です。

3 対象者

光市内に在住、在勤または在学する、ストーマ用具を使用している人

4 事業開始日等

令和6年7月1日（月）から ※受付は土日祝及び年末年始を除きます。

5 申請方法

障害福祉係（あいぱーく光 ②番窓口）で受け付けます。
申請書等の記入をお願いします。

問 合 せ

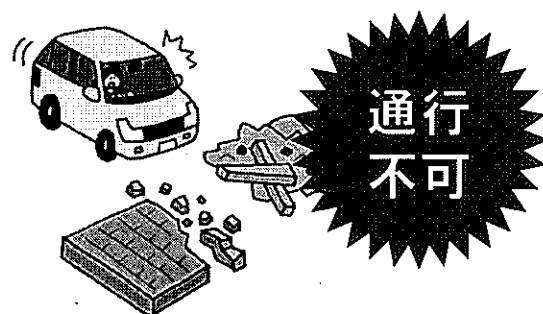
担当課 光市福祉総務課障害福祉係

担当者 横道 真、大嶋 祥平

電 話 0833-74-3001

避難所にストーマ用具を保管し 事前に災害等に備えましょう！

災害等は、いつ起こるか予想できません。着の身着のままでの避難を余儀なくされることもあり、また、被災の程度によっては帰宅が困難であったり、救援物資等が届きにくい事態に陥ったりすることも想定されます。



「光市災害時用ストーマ用具保管事業」では、災害時等に指定避難所で使用するストーマ用具を事前に光市（あいぱーく光）がお預かりし、必要なときに返却、指定避難所への配送等を行うことで、排せつ問題を応急的に支援します。

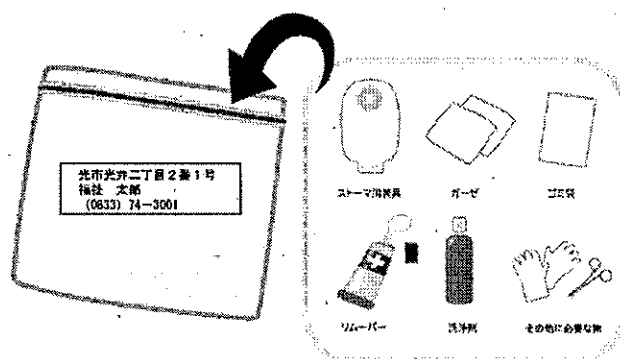
○対象者

光市内に在住、または在勤、在学するストーマ用具を使用している人

○保管できるもの

ストーマ用具・附随する衛生用品

約10日分をA4サイズまでのチャック付きの密閉できるビニール製の袋にまとめてご持参ください。



○申請方法

保管用具をご持参の上、障害福祉係（あいぱーく②番窓口）までお越しください。申請書及び同意書に必要事項をご記入いただきます。利用は無料です。

○保管期間

申請された月の翌月から最長1年間（更新可）

○受付開始

令和6年7月1日（月）から

お問合せ先：光市福祉総務課障害福祉係
☎：0833-74-3001